

調 達 品 目 表

調達要求番号		作成部課	補給本部航空機部航空機管理課
調達要求年月日		作成年月日	令和7年8月26日
仕様書番号	C & L P S - B 9 9 4 8 7 - 1 6		

1.2 調達品目・数量等

品名	カタログ製品名 ^{a)}	数量・単位	契約不適合修補等 請求期限の表示
シャーリングマシン	(株)アマダマシナリー D C T - 2 0 6 5 (株)相澤鐵工所 A S T - 6 2 0 又は同等以上のもの (他社の製品を含む。)		#

注^{a)} この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

1.4 引用文書

航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達（昭和57年航空自衛隊達第5号）

2 製品に関する要求

2.2 同等とする性能等

- a) 最大寸法（全幅×奥行×全高） 3 5 0 0 × 2 7 0 0 × 1 6 0 0 mm 以下
- b) 最大重量 5 5 0 0 kg
- c) 最大切断板厚 普通鋼 6.5±0.1 mm
ステンレス 4.0±0.1 mm
- d) 切断長さ 2 0 0 0 ± 5 0 mm
- e) 刃の形状 四方刃
- f) シャー角 1° 10' ~ 1° 20'
- g) 操作盤 タッチパネル操作盤
- h) バックゲージ移動速度 3 0 0 0 ~ 4 5 0 0 mm/min
- i) その他 後部安全装置（シャー禁止）付き
フィンガープロテクタ付き
クリアランス調整機能付き

2.3 機能・性能

サプライチェーン・リスクへの対応に関する要求事項を適用しない。

5.2 附属品

附属品は、次による。ただし、会社標準附属品に含まれる場合又は性能上不要な場合は除く。

- a) オートバックゲージ 最小 10 mm 以下 ~ 最大 700 mm 以上 1 E A
- b) サイドゲージスケール 1 0 0 0 mm 1 E A
- c) フロントエクステンションスケール 1 0 0 0 mm 1 E A
- d) 材料支持装置（エア式） 1 S E
- e) 可動表示装置 1 S E

5.3 設置・調整

官側と調整の上、図1を基準に次により、設置及び調整を行うものとする。

- a) 本体を設置場所に搬入し据え付ける。
- b) 設置場所にある既設の分電盤から本体までの電源ケーブル (20 m 基準) を接続し、製品の機能を満足していることを確認する。

5.4 立入制限場所への立入

設置及び調整に当たり、部隊等の長が定めた立入制限場所へ立ち入る必要がある場合は、航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達の定めるところにより、立入りを許可された者でなければならない。